

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		令和5年度第1回小金井市消防団運営審議会		
開 催 日 時		令和5年8月29日(火) 18時30分～19時26分		
開 催 場 所		小金井市市民会館萌え木ホール(商工会館3階)		
出 席 者	委員	尾島勉・野口和史・田中康夫・當麻圭治郎・高杉好成・河野麻美・鈴木成夫・渡辺大三・田村裕一・神山伸一・飯泉和久		
	その他			
	事務局	北村高・宮奈勝昭・原嶋薫・神山和哉・益田賢		
傍聴の可否		否	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会 議 次 第		1 会長の選出について 2 令和4年度常備消防費・非常備消防費決算について(報告) 3 令和5年度消防費予算について(報告) 4 消防団出動手当の請求に関する対応等について(報告) 5 消防団員の改選方法について(諮問) 6 その他		
会 議 結 果		会議次第にそって、下記提出資料の説明・報告をし、答申案を会長に一任することで承認を得た。		
提 出 資 料		1 小金井市消防団運営審議会委員名簿 2 令和4年度常備消防費・非常備消防費決算について 3 令和4年度月別消防団員出動状況 4 令和5年度消防費予算について 5 消防団出動手当の請求に関する調査について 6 小金井市消防団員改選事務日程表(案) 7 小金井市消防団運営審議会条例 8 小金井市消防団条例 9 小金井市消防団規則 10 小金井市消防団員推薦委員会設置要綱		
そ の 他				

審議経過（主な発言要旨等）

議題及び審議結果

事務局：定刻になりましたので、これより令和5年度第1回小金井市消防団運営審議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、事務局より4点事務連絡をさせていただきます。

1点目、委員の出欠席の状況でございます。委員の全員にご出席していただいておりますので、この場でご報告させていただきます。

続きまして2点目、委嘱状の交付についてでございます。委嘱状につきましては、事務局より事前に、各委員へ送付させていただきましたので、こちらをもちまして交付に代えさせていただきますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。なお、任期については、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間でございます。

続きまして3点目、配布資料のご確認になります。まず資料1、小金井市消防団運営審議会委員名簿でございます。続きまして資料2、令和4年度常備消防費・非常備消防費決算についてでございます。続きまして資料3、令和4年度月別消防団員出動状況でございます。続きまして資料4、令和5年度消防費予算についてでございます。続きまして資料5、消防団出動手当の請求に関する調査についてでございます。続きまして資料6、小金井市消防団員改選事務日程表（案）でございます。続きまして資料7、小金井市消防団運営審議会条例でございます。続きまして資料8、小金井市消防団条例でございます。続きまして資料9、小金井市消防団規則でございます。続きまして資料10、小金井市消防団員推薦委員会設置要綱でございます。資料の確認については以上とさせていただきます。

最後に4点目、会議の傍聴についてでございます。事務局の後ろに傍聴席を用意させていただきました。傍聴者がお見えになりましたら、所定の手続きを経まして傍聴させていただきますので、あらかじめご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に市長の白井から、ご挨拶を申し上げます。白井市長、よろしくお願ひいたします。

市長：皆さんこんばんは。市長の白井でございます。私も小金井市消防団運営審議会は初めてでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はお忙しい中ご出席をいただき、また、日頃より本市の消防行政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。新たに小金井市消防団運営審議会の委員に就任をされた方、引き続き継続して委員にご就

任された皆様におかれましては、消防団の運営に対して、お力添えをいただきまして御礼と感謝を申し上げます。今回は現役の消防団員の方々が前回の改選から本年度で2年目を迎えておりまして、来年の令和6年4月から新たな消防団体制を整えるための改選の審議がございます。その他にまつわる諸事項についてもご報告をさせていただきます。小金井市の防火防災におきまして、非常に重要である消防団の円滑な運営に向け、委員の皆様のお力添え、ご協力を改めてお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

本日は、委員改選後、はじめての審議会でもありますので、各委員をご紹介させていただきます。

資料1の「小金井市消防団運営審議会委員名簿」をご覧ください。最初に小金井市消防団運営審議会条例第3条第2項に基づく、1号委員の皆様をご紹介させていただきます。5つあります分団の後援会長に委員の選出を依頼させていただき、委員になっていただいた方でございます。名簿順にご紹介させていただきます。

尾島委員でございます。

尾島委員：第一分団の尾島です。よろしくお願いいたします。

事務局：野口委員でございます。

野口委員：第二分団の野口です。よろしくお願いいたします。

事務局：田中委員でございます。

田中委員：第三分団の田中です。よろしくお願いいたします。

事務局：當麻委員でございます。

當麻委員：第四分団の當麻です。よろしくお願いいたします。

事務局：高杉委員でございます。

高杉委員：第五分団の高杉です。よろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、同条例第3条第2項に基づく、2号委員につきましては、市議会議員からの選出でございます。名簿順にご紹介させていただきます。

河野委員でございます。

河野委員：河野です。よろしくお願いいたします。

事務局：鈴木委員でございます。

鈴木委員：鈴木です。よろしくお願いいたします。

事務局：渡辺委員でございます。

渡辺委員：渡辺です。よろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、同条例第3条第2項に基づく、3号委員につきましては、小金井市消防団長でございます。田村委員でございます。

田村委員：田村です。よろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、同条例第3条第2項に基づく、4号委員につきましては、市の副市長でございます。神山でございます。

神山委員：神山です。よろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、同条例第3条第2項に基づく、5号委員につきましては、関係行政機関の職員として、小金井消防署長にお願いしております。飯泉委員でございます。

飯泉委員：飯泉です。よろしくお願いいたします。

事務局：次に、事務局職員について、紹介させていただきます。総務部長の北村でございます。

事務局：北村です。よろしくお願いいたします。

事務局：地域安全課防災消防係長の方原でございます。

事務局：原でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：同じく主任の方神山でございます。

事務局：神山です。よろしくお願いいたします。

事務局：同じく主事の方益田でございます。

事務局：益田です。よろしくお願いいたします。

事務局：最後に私地域安全課長の宮奈です。よろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、本審議会の所掌事務等につきまして、簡単にご説明させていただきます。資料7の小金井市消防団運営審議会条例をご覧いただきたいと存じます。消防団の円滑な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、当該審議会を置き、所掌事務といたしましては、市長の諮問に応じ、消防団の運営に関する事項について、調査・審議することとなっております。また、小金井市市民参加条例の規定で会議は公開が原則となることから、審議会の開催日を公開し、傍聴を認め、会議録を公開させていただきます。つきましては、会議録作成のため、発言内容について録音させていただきますので、あらかじめご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。本審議会の概要についての説明は以上となります。

ここで、議題に入る前に、田村委員より、各委員の皆様へお伝えすることがございます。それでは田村委員、よろしくお願いいたします。

田村委員：改めまして田村です。よろしくお願いいたします。この度は小金井市消防団で出動手当に関する不正受給があったのではないかとということで、調査委員会を立ち上げて調査をしております。大変皆様にご心配をおかけした

と思います。改選もあるため、影響のないようになるべく速やかにとっております。慎重な調査も必要ということで、ただ今調査しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。本当に申し訳ございませんでした。団員を代表いたしまして、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局：これより議題に入らせていただきます。

本来、議事の進行につきましては、会長にお願いするところでございますが、会長が決まるまでの間、事務局の方で議事を進行させていただきます。それでは議題(1)の「会長の選出について」を行います。

資料7の「小金井市消防団運営審議会条例」をご覧くださいければと存じます。会長の選出につきましては、本条例第4条第2項に基づきまして、委員の互選によって定める旨、規定されておりますので、委員の皆様からの指名推薦により決定させていただきます。

どなたか、ご推薦をお願いいたします。

田中委員：野口委員を推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：ただ今、田中委員より、会長に野口委員をご推薦するご発言がございました。野口委員に会長をお願いするというところでよろしいでしょうか。

委員各位：異議なし。

事務局：ご異議なしということで、野口委員に会長をお願いすることとさせていただきます。それでは、野口会長には、会長席にお移りいただきまして、一言、ご挨拶をいただきたいと存じます。

会長：こんばんは。前回も会長を務めさせていただきました。今年はコロナ禍もおさまりつつあります。委員の皆様方におかれては、これから2年間委員をしていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

ここで、会長が選出されましたので、議題(5)にあります「消防団員の改選方法について」、諮問が1件ございますので、これから各委員へ配布させていただきますので、ご覧くださいければと存じます。

それでは、市長、諮問書の読み上げをお願いいたします。

市長：小金井市消防団員の改選方法について。小金井市消防団員の任期が、令和6年3月31日付けをもって満了するため、消防団員の改選を行う必要があります。つきましては、小金井市消防団運営審議会第2条の規定に基づき下記のとおり諮問いたしますので、審議会の意見をお示しください。

1、諮問事項、小金井市消防団員の改選方法について。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。今諮問がありました「消防団員の改選方法につ

いて」は、後程、議題(5)の中でご審議させていただきますので、よろしく
お願いします。ここで、市長におきましては、他の公務がございまして、
退席をさせていただきます。ご了承の程よろしくをお願いいたします。
それでは、これより議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。
野口会長、お願いいたします。

会 長：では初めに、議題(1)に関する「職務代理の指名について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事 務 局：職務代理の指名につきましては、本審議会条例第4条第4項の規定では、
会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定
する委員が、その職務を代理する旨規定されておりますので、会長の方か
ら職務代理の指名をお願いしたいと思います。

会 長：私の方から指名ということですので、職務代理者には、田中委員に職務代
理者をお願いしたいと思います。田中委員、よろしくをお願いします。

田中委員：はい、よろしくをお願いいたします。

会 長：それでは、以上をもちまして、議題(1)の「会長選出について」を終了いた
します。

次に、議題(2)の「令和4年度常備消防費・非常備消防費決算について」を
議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは令和4年度常備消防費・非常備消防費決算につきまして、資料2、
資料3を一括してご説明させていただきます。まず、資料2の令和4年度
常備消防費・非常備消防費決算につきまして、ご説明させていただきます。
令和4年度の消防費の総額につきましては15億6,810万1,854円
になっております。その内1の常備消防費の14億4,453万8千円は東京消防庁への消防事務委託金となっております。また2の非常備消防費で
ございしますが、こちらは主に消防団の活動や設備等にかかった経費で7,
499万2,597円となっております。特徴的なもので言いますと、従
来の防火帽を入れ替え、目を保護するための収納可能なシールドを付属し
た防火帽を全ての団員へ配備し、歳入確保の上、消防団の装備強化を行っ
たものでございます。

続きまして、資料3の令和4年度月別消防団員出動状況についてご説明さ
せていただきます。こちらにつきましては昨年度の火災に関するもの、ま
た訓練に関するもの、警戒に関するものがございまして、1の出動回数は資
料の上にある表でございまして、こちらにつきましては、それぞれの分団ご
との回数となっております。2の出動人数は資料の下にある表でございま
す。こちらにつきましては、延べ何人出動したかを表すものでございまして。
資料の右下をご覧くださいと、昨年度は延べ4,550人の団員活動が

ございまして、おおむね月平均一人5.3回の程度の活動を行ったこととなります。また一回の活動につきましては、報酬とは別に出動手当として3,800円を支給してございまして、令和4年度の出動手当の総額は1,729万円となっております。なお、各分団の出動回数につきましては、資料をご覧くださいければと思います。簡単ではございますが、昨年度の決算状況につきましては以上の報告とさせていただきます。事務局からは以上でございます。

会 長：ありがとうございます。本件につきまして、各委員から何かご発言がありましたら、お願いいたします。

それでは、議題(2)の「令和4年度常備消防費・非常備消防費決算について」を終了いたします。

次に、議題(3)「令和5年度消防費予算について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局：それでは、資料4の令和5年度消防費予算についてご説明させていただきます。当初今年度の一般会計予算につきましては486億4,500万円でございます。その中で、消防費は15億8,965万1千円で、昨年度と比較しまして4,289万3千円の減でございます。一般会計の消防費が占める割合については3.3パーセントでございまして、前年比で0.2ポイント減でございます。続きまして、本年度予算の内訳についてでございます。(1)の消防事務委託に要する経費は14億4,453万8千円、(2)の消防団の詰所の維持管理や消火栓の改修等に使用する消防施設維持管理に要する経費は3,141万7千円、(3)の消防団活動に要する経費は5,874万4千円、(4)の災害対策に要する経費は5,068万8千円、(5)の防災訓練に要する経費は36万6千円、(6)の国民保護対策に要する経費は389万8千円という状況でございます。続きまして、消防団に関係する主な事業について、ご説明させていただきます。(3)の保安帽購入につきましては、従来の保安帽が前回更新から時間が経過し、耐久性が懸念されることから、更新するものでございます。続きまして、(4)のジェットシューター購入につきましては、武蔵野公園などポンプ車での水利確保が困難な場での火災を念頭に、背負い式の消火水のうによって消火活動を行うものでございます。こちらにつきましては、第四分団に配備する予定であります。続きまして、(6)のMCA無線機の更新につきましては、各分団のポンプ車や消防団幹部に配備されている従来のMCA無線機をMCA無線プラスIP無線を併用する無線機に更新するものでございます。MCA無線では電波の届きにくい地域や屋内でもIP無線で通信回線の改善が期待されるところでございます。こちらにつきましては、11月から配備する予定でございます。そ

の他につきましては記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

会 長：ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。本件につきまして、各委員の方々から何かご発言がありますでしょうか。

渡辺委員：ご説明ありがとうございます。1点目は通帳の件ですが、今年の4月から本人の手元に返還された経過を含めて説明をしていただきたいです。2点目は、今までは通帳が分団で管理されていたことから消耗品は共通経費で支払われていたと思います。しかし、通帳が個人に返還されたことで消耗品の支払いを個人の団員が立て替えるなど、不便が生じないようにしていただきたいです。各詰所には様々な備品があり、これらの購入は必要経費のため、公費で支払われるものであると思います。余分に備品を各詰所に配備していただくようご留意いただきたいです。以上、2点の質問にお答えいただけないでしょうか。

会 長：はい。今、渡辺委員から質問がありました。事務局の方からよろしく願います。

事務局：まず、通帳の件でございます。渡辺委員ご発言いただきましたとおり、全団員に通帳は返還させていただいております。報酬につきましては、従前からそのようにしておりますが、個人の通帳に直接振り込みをしており、現在も同じ運用をしております。次に消耗品の購入についてでございます。こちらにつきましては、各分団から消耗品の購入について書面でいただきまして、それから購入する手続きになっております。その場合、2～3週間、もしくはそれ以上時間がかかってしまうこともございますので、トイレットペーパー等の消耗品は事務局でも多めに用意しているところでございます。今後各分団から要望等がございましたら、そちらに従いまして消耗品はあらかじめ購入する方向と考えております。

渡辺委員：例えば、余分に各詰所へ消耗品を配備して、年度末に在庫数の確認をする方法もよいのではないかと思います。個人に通帳が返還されたことで、問題が起こらないようにご留意いただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長：他にございますか。よろしいでしょうか。
以上をもちまして、議題(3)「令和5年度消防費予算について」を終了いたします。

次に、議題(4)「消防団出動手当の請求に関する対応等について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局：それでは、消防団出動手当の請求に関しまして、現時点までの調査状況等についてご報告させていただきます。資料5をご覧ください。存じま

す。まず、1の主な経過でございます。こちらは記載のとおりでございます。令和5年1月18日に市議会議員より匿名で要望書を地域安全課窓口にて受領いたしました。要望書の内容といたしましては、小金井市消防団第一分団における出動手当の支出に係る問題についてで、第一分団の活動について違法な公金の支出がされているというものでございました。地域安全課にて要望書の内容確認を行ったところ、出動手当を請求するため市に提出する出動記録、こちらは分団長が団長宛に提出するものでございます。こちらをもとに地域安全課事務局にて個人の出動手当を算出しまして、支給しております。こちらと、分団内で出動内容を管理している記録簿があります。こちらは、第一分団の中で出動の状況を個人ごとに管理しているものでございます。以下「分団ノート」と呼ばさせていただきます。本来は内容が一致しているところに差異が生じておりまして、分団ノートに出動をしていないにもかかわらず、出動したものとして出動記録が提出されておりました。匿名者からの要望書ということでございましたが、証拠のコピーも添付されていたことから、消防団長にもご報告、ご相談したうえで同日に第一分団の詰所内より分団ノートを入手しまして、出動記録と分団ノートにおける出動記録、要望書とともに提出された証拠書類に基づきまして、地域安全課において照合作業を行いました。その結果、分団ノートと出動記録において実際の出動記録の差異が多数確認されました。令和5年の1月30日、臨時の分団長会議、こちらには第一分団の方々も全員出席した形で開催をしまして、これまでの調査結果の報告と団長から分団ノートの信ぴょう性について確認がされました。その後、分団外の組織ということで、本団と事務局にて出動手当支給に関わりのある対象者に令和5年3月13日～15日にかけて、個別に事情聴取を行いました。聴取の結果、出動手当請求に関し、不正行為を行った者が2名、不正行為を確認できなかったが不正行為につながる共有情報を知りながら、特に注意をすることもなく見過ごしていた者が5名、関わりのない者が1名という結果が判明しました。これまでの結果につきましては、令和5年3月22日の市議会総務企画委員会において、ご報告をさせていただきました。その後、令和5年3月28日には、市議会から全容解明を求める決議が可決されまして、徹底した究明が求められています。それを受けまして、本団と事務局によりまして事情徴収を3月30日～4月13日で行いました。消防団の信頼回復再生に向けては徹底した事実確認が必要不可欠であるという考えのもと、手当の支給に関し調査を行うための小金井市消防団員の手当の支給に関する調査委員会を立ち上げまして、5月24日に第1回、7月26日に第2回の調査委員会を開催いたしました。また6月1日

には、現状で判明している出動手当の不正請求による不当利得分につきまして、該当する団員に返納通知を発送したところでございます。主な経過につきましては、以上でございます。

次に裏面をご覧くださいと存じます。裏面の調査委員会についてでございます。調査の目的につきましては、記載のとおり手当の支給に関して調査をし、適正を期し、規律を正し、健全な発展に資することでございます。委員構成につきましては、内部の立場から消防団長、副団長2名、総務部長、地域安全課長、外部の立場から総務課長、法務担当課長、その他必要に応じてしております。調査内容については今後の調査に影響がございますので、申し上げることができませんが、過去に提出されました出動記録、令和元年度から令和4年度の事実が発覚するまで遡りまして、出動の事実を確認していく調査でございます。

次に3の現状で判明している出動手当の不正請求についてでございます。これまでの調査の中で不正が認められた受給につきましては、令和3年6月26日と令和4年1月22日の第一分団総会で行いました。不正内容といたしましては、実際に分団総会を行った日付とは異なる日付で出動記録を提出し、不正請求をしたものでございます。対象団員10名に関しまして、出動手当の不正請求による不当利得分について返還請求を行ってございます。返還金額につきましては、10名の合計金額として、5万7,388円となっております。説明は以上でございます。

会 長：事務局からの説明が終わりました。

本件につきまして、各委員からご発言がありますでしょうか。現在も調査中ということで、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

以上をもちまして、議題(4)の「消防団出動手当の請求に関する対応等について」を終了いたします。

次に、審議会の冒頭に諮問がありました、議題(5)の「消防団員の改選方法について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局：消防団員の任期につきましては、消防団条例第6条に基づきまして2年になっております。現在の団員の任期は令和6年3月31日をもちまして任期が満了のため、後任の団員の任命が必要でございます。団員の任命につきましては、消防団条例第3条第2項の規定により、18歳以上の者であって市内に居住している者、市内に勤務している者、市内に在学している者となっております。また同条例第3条の2の規定では、団員を確保するために消防団員推薦委員会を各分団で設置していただきまして、改選事務を行っていただくことになっております。資料6の小金井市消防団員改選事務日程表(案)をご覧くださいと存じます。本年度の開催の日程予

定につきましては、中央の令和5年度の部分になります。まず消防団運営審議会につきましては、第1回が本日8月29日に開催されております。答申につきましては、本日の8月29日に諮問が行われましたので、9月中旬頃に答申を実施する予定でおります。次に消防団推薦委員委嘱状の送付でございます。消防団員推薦委員候補者選出の依頼につきましては、事務局から9月中旬頃を予定としておりまして、消防団員推薦委員名簿の提出期限につきましては、10月中旬頃を予定しております。その後、消防団員推薦委員委嘱状の送付につきましては、10月下旬頃に事務局より発送予定と考えております。改選説明会の開催についてでございます。こちらの日程はまだ決まっておりませんが、第一分団から第五分団までそれぞれ11月中に開催される予定でございます。その後、現任団員への留任依頼書送付は1月中旬を予定しております。その後、消防団員候補者名簿提出期限を3月中旬で予定しております。その後、年度が変わりまして、消防団員辞令交付を行いまして、退団式を4月下旬頃に予定しているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

会 長：事務局からの説明が終わりました。本件につきまして、各委員から何かご発言がありましたら、お願いいたします。この消防団員の改選にあたりましては、関係各位に大変なご苦勞をおかけしております。その内容を十分に踏まえまして、答申案を作成したいと思います。文案につきましては、会長に一任ということによろしいでしょうか。

委員各位：異議なし。

会 長：では、そのように決定させていただきます。なお、各委員には、答申後に写しを送付することといたします。

次に、議題(6)「その他」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局：はい、事務局でございます。事務局より1点ご報告させていただきます。資料8の小金井市消防団条例をご覧ください。昨年度の本審議会におきまして、諮問を行いまして、簡単ではございますが、ご報告させていただきます。小金井市消防団条例につきましては、本年4月1日付けで改正を行っているところでございます。改正の概要といたしましては、同条例第12条におきまして報酬を月額報酬と出動報酬の2種類として定義をしまして、従来は同条例第13条で費用弁償と位置付けられておりました出動手当を報酬化したものでございます。また4ページ目別表第2になりますが、災害出動報酬の1日分を定義しているところでございます。事務局からは以上でございます。

会 長：事務局からの説明が終わりました。本件につきまして、各委員からご発言がありますでしょうか。

以上をもちまして、議題(6)「その他」について終了いたします。最後に、各委員から、何かご発言ございますか。

以上をもちまして、令和5年度第1回小金井市消防団運営審議会を終了いたします。